札幌市パーソナルアシスタンス(PA)事業について

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

1 概 要

- 重度身体障がい者の長時間介護問題に係る検討を契機として、平成 21 年度に実施 した3か月間のモデル事業を経て、平成 22 年4月から、札幌市独自の介助制度とし て事業化したもの。
- 重度訪問介護の支給時間数の一部を金銭給付に振り替え、利用者は、その範囲内で地域住民等と直接契約を結び、利用者自身がマネジメントを行いながら必要な介助を受ける仕組みとしている。

2 利用要件等

(1) 対象者

身体障がいにより重度訪問介護の支給決定を受け、かつ、自らもしくは支援者により介助をマネジメントできる者

(2) 支給上限額

重度訪問介護の支給決定時間からPA制度に移行する時間を決定し、その移行時間に 2,400 円を乗じた額を上限として支給する。

(3) 支給方法

利用実績に応じた実費支給

(4) 利用者負担

原則1割負担(障害福祉サービスに準じた月額上限を設定)

- ※ 障害福祉サービスとPAの利用者負担額を合算し、その額が障害福祉サービス の利用者負担上限月額を超過した場合、超過部分を高額PA費として償還払い。
- (5) 介助内容

重度訪問介護と同様。ただし、入院時はコミュニケーション支援として利用を可能としている。

(6) 介助者の要件

配偶者(内縁関係・元配偶者を含む)及び3親等以内の親族以外の者 ※ ヘルパー資格の有無は問わない。

(7) 繰越制度

当月使用できなかった介助費用について、10万円を限度として、翌月に繰り越し

て使用することができる(平成24年4月導入)。

(8) 事故時の補償

基本的には利用者・介助者間で解決。最低限の補償として、札幌市が保険契約者となり、介助者に対して損害賠償責任保険及び傷害保険に加入。

(9) 介助報酬の上限設定

札幌市内の居宅介護事業所の平均時給等を参考として報酬の目安を設定。

時間帯	介助者への報酬上限(一時間当たり)				
内4月中,	交通費を含まない場合	交通費を含む場合			
基本(5時~22時)	1, 200 円まで	1,300 円まで			
深夜(22時~5時)	1,500 円まで	1,600 円まで			

3 PA制度のメリット

(1) 介助者の自己選択

ヘルパー資格等を必要としないため、地域の方や知人など慣れた介助者から介助 を受けることが可能となる。

(2) セルフマネジメントの実現

事業所の都合によらず、障がい当事者自らが必要な介助体制を組み立てることが可能となる。

(3) 介助時間数の延伸

介助者への時給設定によって、これまで以上に介助時間を確保することができる。

4 サポートセンター

(1) 設置経緯

モデル事業では、利用者をサポートする機関がなかったことから、介助者募集の 経験がない利用者から面接の方法が分からない、面接段階で住所や電話番号などを 教えることが不安との声も多く、利用者支援の機関としてサポートセンターの設置 を決定。

(2) 委託先

重度身体障がい者の地域移行を長年推進し、自立生活プログラムとしてボランティアのコーディネート方法や介助者との私的契約に関する支援に取り組んでいた、 障がい当事者が代表を務める法人に業務委託。

(3) 支援内容

PA制度の紹介や問い合わせ対応、介助者募集に係る面接・契約のアドバイス、 書類作成の支援やチェック、利用者・介助者間のトラブル発生時における解決支援 など、きめ細やかな支援を行っている。

5 実施状況

(1) 平成 26 年度予算: 153, 943 千円

(2) 利用者:52名 (平成26年12月)

※ 重度訪問介護利用者 351 名のうち約 15%の方が利用

≪参考:利用者内訳(平成25年度のPA利用者47名)≫

	10代	20代	30代	40 代	50代	60代	70代	80代	計
男性	1	5	2	5	5	3	2	0	23
女性	0	4	4	3	4	4	4	1	24
計	1	9	6	8	9	7	6	1	47
人数割合	2. 1%	19. 1%	12. 8%	17. 0%	19. 1%	14. 9%	12. 8%	2. 1%	100. 0%



(3) 利用時間 (H25年度実績)

○重度訪問介護からPAへの平均移行時間: 174 時間

OPAとして利用した平均利用時間:271 時間



的 1.5 倍に延伸

(4) 介助登録者: 356 名 (H25 年度末) ※実際の介助契約者は 149 名※ 利用者一人当たりの介助者数は 3.4 名(最大 10 名)

≪参考:介助登録者内訳≫

	10代	20代	30代	40 代	50 代	60代	70代	80代	計
男性	0	28	30	21	12	10	5	1	107
女性	2	34	32	59	67	41	12	2	249
計	2(1)	62 (26)	62 (33)	80 (33)	79 (27)	51 (17)	17(2)	3(0)	356 (149)
人数割合	0. 6%	17. 4%	17. 4%	22. 5%	22. 2%	14. 3%	4. 8%	0. 8%	100. 0%
契約割合	50. 0%	41. 9%	53. 2%	41. 3%	34. 2%	33. 3%	11. 8%	0. 0%	41. 9%

6 利用者の声

事例	家を出て地域で一人暮ら しを始めたい!	24 時間介助体制を確保したい!	自らが主体となって生活 を考えたい!
利用前	事業所で入ってもらって いた時間以外は家族に頼 んでいたが、母も体力がな くなってきているので不 安があった。	重度訪問介護と家族介助 で介助を行ってきた。家族 は仕事もあり、夜中のケア は体力的にも大変。そのほ か、家政婦を雇って自費負 担で補っていた。	事業所とは派遣時間帯が 合わず、生活を妥協せざる を得ない。また、相性の合 うヘルパーがいても、辞め てしまうことがあった。
PA効果	家を出て一人暮らしを実現。家族の介助負担も減り、安心して各々の時間を過ごすことができるようになった。同年代の介助者は気楽に相談もでき、一人暮らし前は我慢していた「外出」という楽しみができた。	介助者は専属制のため、一 度慣れてもらえば、安心し て家族が就寝することが できるようになり、家族負 担が軽減した。高額だった 自費の家政婦も利用しな くなり、経済的負担も軽減 した。	利用者の責任において直接契約を結び生活を組み立ることができ、利用者の意思が強く反映された介助を受けられる。介助を受けられる。がら間接相談をしながら調整を行うことでトラブルが減った。

7 課題

(1) 対象者要件

居宅介護利用者や児童についてもPA利用を求める声がある。

(2) 介助内容

重度訪問介護で利用が認められていない通学・通所時の利用や、通勤時・職場内 介助のほか、補装具などヘルパー以外の福祉制度への適用を求める声がある。

(3) 事務手続き

PA費用の請求書類や留守番電話運用(介助開始時・終了時にサポートセンター 留守番電話にメッセージを録音)などの簡素化を求める声がある。

(4) 介助者の社会保障

より良い人材を確保するため、年金・雇用保険などの介助者に対する社会保障を求める声がある。

8 その他

PA制度については、現在、重度訪問介護支給決定者のうち肢体不自由の方を対象としている。平成26年4月から、重度訪問介護が重度の知的障がい・精神障がい者にも拡大されたことをふまえ、本事業における対象者拡大を検討中。行動障がいのある方やご家族へのアンケート調査を行うなど、所要の検証を行っているところ。